

# 北九州市小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業のご案内

在宅で療養中のお子さまが、日常的に医療的ケアを必要とされている場合、介護されているご家族の休養等で一時的に在宅での療養が困難となった場合に、お子さまを一時的に医療機関に入院できるように支援します。

## <概要>

### 1. 対象となる方

対象は、小児慢性特定疾病医療受給者証を持ち、次に掲げる要件を全て満たす方とします。

- (1) 北九州市に住所を有する児童等
- (2) 人工呼吸器等装着認定、または、重症認定を受けかつ次のいずれかの状態にある児童等
  - ア 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している
  - イ 気管切開を行っている
  - ウ 常時頻回の喀痰吸引を実施している（概ね1日に8回以上）
- (3) 介護者の疾病や疲労、またはきょうだい児の看護や学校事業等により、必要な療養上の介護等が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態にある児童等

### 2. 利用できる日数

- ◇ 北九州市が承認した期間内で14日間を限度に利用することができます。
- ◇ 承認期間内で延べ14日以内であれば、入院回数に制限はありません。

### 3. 入院費用（本人負担分）

- ◇ 保険診療が発生した場合は、医療保険の自己負担額分（小児慢性特定疾病医療受給者証等を利用することができます。）
- ◇ 医療機関までの移送費用や保険診療外の費用（差額ベッド代等）等（全額自己負担となります。）

### 4. 入院について

- ◇ 北九州市と契約した医療機関へ一時入院することができますが、原則、お子さまを普段から診ていただいているかかりつけの医療機関での一時入院を行うものとしております。
- ◇ お子様の病状や医療機関の空きベッドの状況等によっては、入院できないことがあります。
- ◇ 受け入れ医療機関の医療・看護体制での入院となりますので、ご自宅と同等の介護・療養環境を整備することは困難ですので、あらかじめ、ご了承ください。

## <利用登録の申し込みについて【電子申請の場合】>

### 1. 「かかりつけ医療機関」で一時入院について相談

利用を希望する場合は、まずはかかりつけ医療機関の主治医にご相談ください。

### 2. 市のホームページから事前登録の申請

主治医に相談の結果、利用を希望される場合は、以下のページから電子申請をしてください。

- 以下 URL にアクセスし、「4.小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業について」から申請。

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/file\\_0020.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/file_0020.html)

以下 QR コードからでも電子申請可能です。



## <利用登録の申し込みについて【窓口申請の場合】>

### 1. 「かかりつけ医療機関」で一時入院について相談

利用を希望する場合は、まずはかかりつけ医療機関の主治医にご相談ください。

### 2. 事前登録の申請

主治医に相談の結果、利用を希望される場合は、事前に下記の申請窓口で利用登録の申し込みを行ってください。申請書については、下記窓口に準備しております。

### 3. 申請時に必要なもの

- ◇ 小児慢性特定疾病医療受給者証、印鑑（申請書作成時に必要です。認印でかまいません。）

### 4. 申請窓口

お住まいの区の保健福祉課子ども・家庭相談係で受け付けます。

名称	所在地	電話番号（事業担当直通）
門司区役所	門司区清滝1丁目1-1	093-331-1891
小倉北区役所	小倉北区大手町1-1	093-582-3434
小倉南区役所	小倉南区若園5丁目1-2	093-951-1031
若松区役所	若松区浜町1丁目1-1	093-761-5926
八幡東区役所	八幡東区中央1丁目1-1	093-671-6882
八幡西区役所	八幡西区黒崎3丁目15-3	093-642-1449
戸畑区役所	戸畑区千防1丁目1-1	093-881-4528

## <この事業に関する問合せ先>

北九州市子ども家庭局子育て支援課母子保健係 TEL : 093-582-2410